

2019年

2月号

洋友会大東地区だより

発行 2019年2月1日

三洋電機洋友会大東地区

発行責任者 静山 純一

編集責任者 中山 良夫

第203号

◇第30回洋友会大東地区定期総会・懇親会のご案内

☆今総会は、大東地区発足30周年を記念し、昨年に引き続き太閤園迎賓館で開催します



大東地区だより1月号でもご案内をしましたが、第30回大東地区定期総会を以下の日程で開催いたします。総会会場につきましては、今総会が大東地区発足30周年に当たることから昨年に引き続き太閤園迎賓館(京橋)にて開催をいたします。昨年の総会には多くの会員の皆様にご参加していただきご好評を得たことから今総会についても大東地区発足30周年に相応しいものとなるようにしていきたいと思っております。是非、多くの会員の

皆様のご参加をお願いいたします。尚、総会の詳細案内は、同封しております「第30回大東地区定期総会・懇親会のご案内」をご覧ください。

開催日 : 2019年4月25日(木)

場 所 : 太閤園迎賓館ゴールデンホール2F(京橋)

◇会社との新年挨拶交換・懇談を行いました

2019年1月21日(月)に会社との新年挨拶交換と懇談を行いました。昨年6月に三者懇談会(三洋電機、組合、洋友会)を開催して以降、半年が経過しておりますが、この間組合から出席をしていただいていた澤田副委員長が、外部団体(電機連合)に異動となり今後出席が出来なくなったこと。また、三洋電機の状況についても昨年6月に情報交換した状況から大きな動きがないことから今までの定期的な「三者懇談会」を開催することが困難となりました。会社と今後の進め方についてお話をさせていただき三洋電機、大東構内の動きなど変化あればその都度様子を見たうえでお話を聞く機会を作っていただくことにしました。したがって、今回は新年の挨拶交換として少し懇談をさせていただきました。それぞれのご挨拶内容概略は、以下の通りです。



会社と今後の進め方についてお話をさせていただき三洋電機、大東構内の動きなど変化あればその都度様子を見たうえでお話を聞く機会を作っていただくことにしました。したがって、今回は新年の挨拶交換として少し懇談をさせていただきました。それぞれのご挨拶内容概略は、以下の通りです。

(ご挨拶内容概要)

(1) 静山会長のご挨拶概要

新年おめでとうございます。また、本日はお忙しい中、ご挨拶の機会を設けていただき感謝しております。今回からは、以前のような三者懇談会が出来ないということですが、少し洋友会の状況について簡単に説明させていただきます。全体の会員数は、15地区で4194名となっており、大東地区は昨年末現在で519名です。

洋友会としては、30周年記念ということで万歩計を会員の皆様にお配りしました。歩くことが老化防止につながるということです。大東地区としては、この万歩計を使い東海道五十三次完歩キャンペーンを行っております。東海道の宿場毎は何キロ何キロと決まっていますから、個人個人に目標を決めていただき、5か月ほどかけて歩くことにしております。すでに数名の方が目標を達成されています。

大東地区は、今年が設立30周年を迎えますが、この4月に開催する定期総会を昨年同様に「太閤園」で開催することにしております。大東として記念の年となりますが、今後とも会社と連携する中で活動を進めていきたいと思っておりますのでよろしくご協力をお願いいたします。

(2) 阿黒取締役のご挨拶概要

新年おめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

三洋電機では、昨年3月までは三洋電機としてその中で業務を行っていましたが、昨年4月からはパナソニック本社の「三洋電機法人管理センター」に所属し、業務を請け負っております。次に大東構内の状況ですが、現在残っている建屋にサービス部品を保管し、パーツセンターとしてパナソニックへの部品供給とアフターサービス業務を行っております。全体的には昨年6月の懇談会から大きな動きはありません。今後ともよろしくお願いいたします。

(3) 中井マネージャーのご挨拶概要

本年もよろしくお願いいたします。

パソナ・パナソニックビジネスサービス(株)としては、今後とも大東構内における建物管理にとめてまいりますので何かあれば対応させていただきたいと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

(4) 三宝相談役のご挨拶概要

今日は、ご挨拶の機会を作っていただき大変ありがとうございました。大東地区としては、今後とも会社との連携を重視し活動を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(担当 中山)

◇第64回大東洋友会ゴルフコンペのご案内

大東地区だより1月号でご案内しておりますが、以下日程で第64回大東洋友会ゴルフコンペを開催いたします。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

開催日 : 2019年3月27日(水)

場 所 : 加茂カントリークラブ<東コース>

費 用 : プレー費 8,280円(昼食代含む)、コンペ費 2,000円(会食費)

申し込み締め切り日は2月15日となっております。尚、コンペ詳細は大東地区だより1月号に同封の「ゴルフコンペのご案内」をご覧ください。

(担当 中村)

◇チャレンジキャンペーン情報

☆目標達成者をご紹介します

チャレンジキャンペーンも4か月が経過しました。この間、多くのチャレンジャーから目標達成(1月9日現在達成登録者)のご報告を頂いておりますのでご紹介をいたします。

①東海道五十三次 上級コース達成者(6名)

・喜多 英二様 ・松尾 茂儀様 ・小田嶋 秀雄様 ・前田 正隆様 ・樋口 正則様
・森田 享様

②東海道五十三次 中級コース達成者(9名)

・丸山 均様 ・田村 卓様 ・坂内 允昭様
・中村 正明様 ・杉岡 五郎様 ・山本 孝様
・岡本 泰彦様 ・米永 隆志様 ・加藤 安夫様

③東海道五十三次 初級コース達成者(1名)

・中山 良夫

④伊勢参りコース 達成者(3名)

・堀 龍造様 ・三宝 忠勝様 ・岡本 恵夫様



目標達成者の皆様大変ご苦労様でした。引き続き、健康増進のためウォーキングを続けてください。達成者には、定期総会時に表彰をいたしますので楽しみにしておいてください。

(担当 大橋)

◇企業スポーツ試合結果

☆ジャパントップリーグカップでワイルドナイツ3位となる！

「ジャパントップリーグカップ」は公式リーグ以外に今シーズンより、日本代表選手以外の選手、若手選手のプレーする機会を確保するため2018年11月10日～2019年1月19日の日程で、新たな公式戦として開催されました。



試合は、トップリーグに所属する16チームを8チームずつ2

つのカンファレンスに分け、各カンファレンス1回戦総当たりのリーグ戦及びカンファレンス順位に応じた総合順位決定トーナメントを行い最終順位を決定するものです。ワイルドナイツは、順位決定トーナメントに進みましたが、準決勝でトヨタブエルブリッツに敗れ3位決定戦に回りました。3位決定戦では、クボタピアーズに24-21の僅差で勝利しました。

(試合結果)

準決勝 1月13日(日) ●15-22 対トヨタブエルブリッツ 花園(大阪)

3位決定戦 1月19日(日) ○24-21 対クボタピアーズ 秩父宮(東京)

(写真は、準決勝対トヨタ戦)

☆バレーボウルVリーグ

Vリーグレギュラーランドは、今年に入り18試合目まで進みました。パナソニックパンサーズは、これまで18勝2敗と好調をキープしております。またこれまでの順位は、2位となっております。

(試合結果)

10試合目 12月1日(土) ○3-0 対 VC 長野トライデンツ (東京)

11試合目 12月2日(日) ○3-0 対 FC 東京 (東京)

12試合目 12月8日(土) ●1-3 対 JT サンダース (大阪)

13試合目 12月9日(日) ○3-1 対ジェイテック STINGS (大阪)

14試合目 1月5日(土) ○3-0 対サントリーサンバーズ (大阪)

15試合目 1月12日(土) ○3-1 対大分三好 (大分)

- 16試合目 1月13日(日) ○3-1 対東レアローズ (大分)
 17試合目 1月19日(土) ○3-0 対堺ブレーザーズ (沖縄)
 18試合目 1月29日(日) ○3-1 対豊田合成トレフェルサ (沖縄)

(担当 中山)

◇特集:相続がガラッと変わります！改正相続法が施行されます！



2018年7月6日、改正相続法が成立し、13日に公布されました。そして、いよいよ今年2019年に、改正相続法の一部が施行されます。今回の法令改正は、①高齢化が進む中、配偶者に先立たれた高齢者に対する生活配慮が必要になった、②相続をめぐる紛争防止のために、遺言書の利用促進等の必要性が高まったことから改正されるものです。

民法のうち、相続法の分野に関しては、配偶者の法定相続分の引き上げなどがされた昭和55年以来、実質的な大きな見直しはされてきませんでした。今回の改正は実に約40年ぶりであり、しかもその内容は「相続の姿」をガラッと変えるものになります。

以下に相続法改正のスケジュール(施行日)ごとに主な改正内容(概略)を挙げてみましたので、いざというときに慌てないようにぜひご覧ください。

まず、改正の主な内容は、次の五つになります。

1. 配偶者の居住権を保護する2つの権利の創設

- ①配偶者短期居住権の創設
- ②配偶者居住権の創設

2. 遺産分割に関する見直しなど

- ①配偶者保護のための方策(持ち戻し免除の意思表示の推定規定)
- ②遺産分割前の払い戻し制度の創設

3. 遺言制度に関する見直し

- ①自筆証書遺言の方式緩和
- ②保管制度の創設

4. 遺留分制度に関する見直し

5. 相続人以外の貢献を考慮するための方策

次に、施行スケジュールごとの主な改正点についての概要です。

1. 2019年1月13日から施行される法律

(1) 自筆証書遺言の方式緩和の創設

(改正前) 自筆証書遺言は、添付する財産目録も含め、全文を自書して作成する必要がありました。



(改正後) 負担を軽減するために、自筆証書遺言に添付する「財産目録」については、自筆を要しなくなりました。

自筆証書遺言の変更点

改正後	←	改正前
本人	作成者	本人
案文は自筆で、財産目録はワープロやパソコンでの作成も可能	作成方法	すべて自筆で
数百円の印紙代	費用	なし
法務局	保管場所	自宅など
法務局によるチェックがあり、不備を指摘してもらえる 紛失したり、改ざんされる可能性がない	注意点	体裁が整っていないと効果が無くなる 紛失したり、改ざんされる可能性がある

2. 2019年7月1日から施行される法律

(1) 配偶者保護のための方策(持ち戻し免除の意思表示の推定規定)

(改正前) 相続人に対して遺贈または贈与が行われた場合、その贈与を受けた財産も遺産に組み戻したうえで相続分を計算し、差し引いて遺産分割する際の所得分を決めていました。そのため、配偶者に対して居住用不動産を遺贈または贈与した場合、遺産分割においてその分が減らされていました。



(改正後) 結婚期間が20年以上で、配偶者に居住用不動産の遺贈または贈与がされた場合、原則として、遺産分割における計算上「遺産の先渡しが行われたもの」として取り扱う必要がなくなりました。これにより、配偶者が遺産分割により多くの財産を取得することが出来るようになりました。



(2) 相続人以外の貢献を考慮するための方策

(改正前) 被相続人を療養看護などする者がいた場合、その人が相続人でないときには、相続財産から何らの分配も受けることはできません。



(改正後) 相続人以外の親族が無償で被相続人に対する療養看護などの労務の提供により被相続人の財産の維持または増加について寄与をした場合、相続人に対して金銭の支払いを請求できることになりました。

3. 2020年4月1日から施行される法律

(1) 配偶者の居住権を保護する権利の創設

(改正前) 配偶者の居住権を保護する権利はありません。



(改正後) 配偶者居住権が新しく創設されました。配偶者居住権は、権利を取得した配偶者が居住建物に住み続けることが出来る権利です。配偶者はこれまで住んでいた自宅に住み続けながら、預貯金などの他かの遺産も取得できるようになり、老後の生活の安定が図れることになりました。

以上が、主な改正点となります。

詳細については、「2019年改正相続法」で検索し、読んでいただきたいと思います。



(担当 中山)

◇今月度プルタブ収集のご協力者をご紹介します

- ・森西 泰年様 ・小西 昌様 ・小田嶋 秀雄様 ・金野 衛様
- ・森 栄孝様(小西様の知人) ・増田 松太郎様

いつもご協力いただき、大変ありがとうございました。

◇健康管理情報1月号(サンヨー連合健保提供)

今月もサンヨー連合健保様より健康管理情報1月号(同封)。を提供していただきました。是非、読んでいただきこれからの健康管理に役立たせてください。

◇今月度 金婚(50周年)お祝いのご紹介

・久門 紘巳さん

おめでとうございます。これからも仲良くお幸せに！！

◇悲しいお知らせ <謹んでご冥福をお祈り申し上げます>

・宮田 潤様 平成30年12月18日ご逝去 享年85歳

◇在籍会員数

会員総数 518名(平成31年1月25日現在)

◇お詫び

会員の皆様にはいつも「地区だより」を読んで頂きありがとうございます。地区だより1月号において以下の誤りがありましたのでご連絡いたします。大変申し訳ありませんでした。

(誤りと訂正) 発行号数が第200号となっておりますが、第202号の誤りです。

◇編集後記



今年の冬は暖冬との予想でしたが、予想に反して毎日寒い日が続いておりますが会員の皆様はいかがお過ごしですか。また、インフルエンザが流行しておりますので健康管理には十分気を付けて下さい。今年は、洋友会大東地区が設立されて30周年を迎えることとなります。大東地区としては、一つの節目として第30回定期総会を記念総会として太閤園で開催することにしました。

昨年に引き続き太閤園での開催となりますが、30周年に相応しい総会にしたいと思いますので多くの会員の皆様のご出席をお待ちしております。(Y/N 記)

洋友会大東地区宛の連絡・記事投稿は下記FAX又は、Eメールでお願いします。

TEL・FAX 072-870-3400

Eメール info@yoyu-daitou.daa.jp

洋友会大東地区ホームページアドレス

<http://yoyu-daitou.daa.jp/>